

『資本論を読む会』は、1年が経ちました。※スタートは2018.9.11



次回の第13回「読む会」は
「第3章第3節 貨幣」からです
日時:2019年10月1日(火)午後6時~
会場:支局・社青同事務所

8月27日に開いた例会には、年寄り4人に加えて中堅・若手3人が加わり、読み合わせと討論をやりました。「第3章・第2節 流通手段 c 铸貨 価値標章」でした。

早いものですね。この「資本論を読む会」を始めたのが今年の9月11日(火)でしたから、1年が経ったこととなります。この1年で読み合わせたのが、岩波文庫『資本論』第一分冊の227ページまで。次回が「第3章第3節の貨幣」から始めますが、第一分冊もあと80ページ余りになりました。もしかしたら分冊(一)は年内に終わらせられるかも?…。

まだまだ、これからでも参加できますよ!! 最近

は、いつも話題になることですが「マルクスの書き方は難解だが、言ってること、結論は難しくはない」ということです。とくに貨幣論は、現在ホットな話題になっているところ。

次回は「第3節 貨幣」の読み合わせ に入ります。レポーターはanakさん。初めての方も歓迎。『資本論第一分冊』(国民文庫)は、社青同にも何冊か在庫があります。また、これまでの資料は下記ホームページでご覧になれます。

◎ <http://socialistho.cafe.coocan.jp/> 「資本論を読む会」コーナーにあります。

レポーターから

■今回は、第三章貨幣または商品流通、第二節流通手段、c 铸貨・価値標章、でした。

■その内容を、川口武彦・平田喜久雄・田中慎一郎・福田豊、共著の「経済学綱要」より、レポーターが抜き出してみました。

【c 铸貨・価値標章】

- ・流通手段としての貨幣は、最初は秤量貨幣(しょうりょうかへい/ひょうりょうかへい⇒品位・量目を検査して計って用いる貨幣)であった。
- ・商品流通の発展につれて、一定の品位と重量とを国家によって保証された铸貨が成立する。
- ・金铸貨は流通中に磨滅し、同じ金铸貨でも重量が違ふようになり、金属価値が違ふようになる。
- ・铸貨は、品目・重量が金属的に相違しても、流通機能における貨幣として存在する。
- ・これは、他の材料からなる標章によって代行させる可能性のあらわれである。
- ・歴史的な事情によって、銀や銅が標章として補助铸貨となった。
- ・これらの铸貨は金貨よりも急速に磨滅するので、素材金属の価値から独立したものとなる。
- ・ついには、無価値の紙券でも、金のかわりに铸貨機能をおこなうようになる。
- ・国家によって強制通用力をあたえられた国家紙幣、または政府紙幣である。
- ・この紙幣は、その名目によって一定の金量を代表する金標章であり、価値標章である。
- ・だから、紙幣が金標章として流通しうるのは、流通手段として機能する金量だけである。
- ・流通紙幣の分量は、つねに流通に必要な金量を代表しうるにすぎない。

【=紙幣流通の特殊法則とよばれるもの。=】

- ・商品変態の過程、 $W - G - W$ の継続の過程で、貨幣の標章は、客観的に社会的に通用しうることが必要となるが、紙券象徴は、これを強制流通力によって得る。
- ・この国家強制は国内の流通部面内だけのことであるが、ここだけでは紙幣となって存在しうる。

【もっと簡単に要約した豆本では、次のように記載がありました。】

※貨幣とは、商品の価値を計る際の物差し代わりに使われるものだ。

・貨幣は、(流通がうまくいってれば、)もう貨幣に金属類としての価値はなくてもいいことになる。

・商品の価値は交換するものの量で示されればいいのであれば、何を使ってもいい。

・だからこそ最終的にそれ自身は価値のない紙で示されることになった。

・これが紙幣の誕生につながった。」 (from Kai)